

近代日本農事改良史の研究

西村, 卓

<https://doi.org/10.11501/3110956>

出版情報 : 九州大学, 1995, 博士 (経済学), 論文博士
バージョン :
権利関係 :





近代日本農事改良史の研究

西村
卓

①

近代日本農事改良史の研究

目次

はしがき	1
序 章 「稲作論争」の問いかけるもの——天性に従うか、天性を率いるか——	5
第一節 「稲作論争」をめぐる研究史	5
第二節 林遠里農法の思想——天性に従う——	10
第三節 近代農学士酒匂常明と横井時敬の遠里農法批判	11
第四節 船津伝次平の思想——天性を率いる——	14
小 括	15
第一章 明治前期農事改良運動の展開	19
第一節 「脱亜入欧」と大久保農政	19
第二節 「老農時代」と勸農政策	23
第二章 林遠里と勸農社	29
第一節 林遠里・勸農社研究史	29
第二節 士族としての帰農	30
第三節 『勸農新書』を著す	31
第四節 『勸農新書』（再版）の出版と第二回内国勸業博覧会及び第一回全国農 談会参加	33
第五節 興産社の創設と活動	35
第六節 富山県・石川県への巡回、そして全国へ	36
第七節 実業教師養成派遣結社——勸農社（舎）の創設	40
第八節 洋行——西洋事情の視察	42
第九節 遠里農法の完成	48
第一〇節 勸農社の拡張	51
第一一節 勸農社の衰退	54
第一二節 遠里の死	55
補 論 書評 内田和義「老農の富国論——林遠里の思想と実践——」	62
第三章 福岡県実業教師の派遣	68
第一節 実業教師の派遣事例	69
第二節 実業教師の資質	75
第三節 実業教師の派遣基盤	76
第四節 改良農具の供給基盤	78
小 括	82

第四章	島根県における林遠里稲作改良法の導入と地方名望家	86
第一節	林遠里の島根県巡回	86
第二節	実業教師の受け入れとその役割	87
第三節	林遠里改良法の受け皿	94
第四節	鹿足郡名望家堀家と実業教師高田万太郎	96
小括		100
第五章	明治二〇年における一老農の農事巡回——福岡県老農高原謙次郎の京都府農事巡回について——	105
第一節	高原謙次郎の略歴と事蹟	105
第二節	明治二〇年（一八八七）京都府農事巡回について	110
第三節	高原謙次郎と林遠里	118
小括		121
第六章	栃木県における実業教師谷茂三の活動——明治二五年一月『巡回日誌帳』を素材に——	125
第一節	明治二〇年代における栃木県農業の概略	125
第二節	県下稲作改良の方向	126
第三節	林遠里の巡回演説	130
第四節	勸農社実業教師谷茂三の『巡回日誌帳』	131
小括		135
第七章	明治二〇年代長野県における林遠里稲作改良法の導入——実業教師の活動と改良法導入の意図——	139
第一節	勸農社実業教師の聘用と彼らの活動	139
第二節	長野県における改良法導入の意図	153
第三節	馬耕の導入と普及	155
小括		161
第八章	老農農法から篤農農法へ——坂田式稲作改良法の形成——	167
第一節	坂田式稲作改良法の農業観・稲作観	167
第二節	坂田式稲作改良法の経済思想	171
第三節	坂田式稲作改良法の技術体系	173
小括		178
終章	結びにかえて	182
あとがき		188
図表索引		
索引		

一九九三年の一〇月上旬に日本村落研究学会で訪れた北海道女満別、本来ならたわわに稔り頭をたれた稲が一面田を覆っているはずなのに、視界に入るかぎり、幾へクターにもわたって稲穂は天に向かって屹立していた。

この年の稲作は、戦後最悪の凶作、いや天明、天保以来とも評される凶作であった。全国的な水稲作況指数は七四で、とくに冷害のはげしかった北海道で四〇、「やませ」の影響を強く受けた東北地方のうち青森で二八、岩手で三〇、宮城で三七、地域的にはゼロを示したところもあったという。

しかし、そのなかでも、平年作なみの反当収量をあげた農業経営が存在していた。有機農業を基礎とした農業経営である。農林中金総合研究所のレポート「冷害と有機農業―異常気象下で発揮された有機農業の優位性と安定性―」（一九九四年一月）によれば、この年には、慣行農法による稲作経営が大打撃を受けたのに対して、少しの減収がみられながらも、有機農業では安定的に収量が確保されていたという。

その要因として、風土（土壌・気候条件など）に適合した品種の選択をしていたこと、さらに、健苗の育成、周到な水管理、堆肥づくりと土づくり、元肥主義の施肥管理、健康な稲を育成することによる病虫害対策、稲の生理になかった生育管理などといった、総合的で基本的な技術体系の徹底をあげている。

住井すゑも、この冷害のなかにおいて平年作を得た農民について、次のように述べている。「謙虚に自然を見まもり、温かく作物をみつめて『手』を施してきた、いわゆる篤農家は、凶作をまぬがれて平年作を得ている。といっても、特別な秘法があったわけではない。稲の生育にあわせて水を管理、時には豊かに水を張り、時には水を切り落とす。そして、適度に施肥。つまりは稲作の常識をまもった・・・ということである」（『朝日新聞』一九九三年一〇月一七日付記事）と。

この「稲作の常識」が非常識となり、「今更むかしの」方法としてないがしろにされるようになったのは、いつの頃からであろうか。基本法農政下での農業経営が激変した戦後高度経済成長期をあげることはたやすいが、実のところ、そのきっかけは、日本の近代化Ⅱ西洋化が声高に叫ばれた明治前期にまでさかのぼるのである。この時期に一つの論争があった。農業の近代化をめぐって、近代農学と伝統農法とがせめぎあった「稲作論争」がそれである。当時、農事改良運動を主導していた老農たちの「稲作の常識」は、その論争のなかで、近代農学士たちから「妄説」「非科学的」と攻撃され、それをきっかけとして老農たちと彼らの思想は農事改良の表舞台から排除されはじめた。そして、農学士たちは、その後の勸農政策の主導権をにぎり、系統農会、農事試験場を介した農事指導体制のなかで、中心的位置を占めるようになるのである。

本書では、その論争のなかで、農学士たちから攻撃のまとなった老農の一人林遠里と、彼のまわりにつどい、彼の技術と思想を普及しようとして、福岡の地から

全国各府県に派遣されていた実業教師たちの姿を描き出すことが目的である。

序章では、まずその「稲作論争」をとりあげる。この論争では、近代農学者によって「古来例ナキ悪法」とまで揶揄された林遠里の「寒水浸法」「土囲い法」が俎上にのぼるが、そこで問われた問題は、その技術の「非科学性」以上に、その技術を論理づけた農業観、自然観にこそあったのである。

すなわち、農業が自然の摂理に天性に従って営まれる「なりわい」か、そうではなく、天性を率いて営まれる「なりわい」かという点であった。結果として近代農学の覇権が確立したとしても、そこでみられた農業をみつめる老農的まなざしは、現代農業がさまざまな矛盾をあらわにしはじめた今日においてこそ、見直されるべきであろう。

第一章では、林遠里と勸農社の活躍の舞台である「老農時代」を成立させた歴史的背景を明らかにした。明治維新以降、大久保利通らによる模範奨励直接保護主義的立場から進められた日本農業の西洋化は、明治一〇年（一八七七）頃から、政府の財政的危機と相まって、早くも行き詰まりをみせはじめた。その結果、金をかけずに最大の勸業的效果を生み出すために、「自為独立」した農業者の活躍に依拠した農事改良への方向転換がうながされることになった。その農業者こそが当時「老農」といわれた人々であり、彼らの活躍の場としてさまざまな勸業諸会が次々と創設されてゆき、明治一四年（一八八一）には、それを象徴するように、農商務省の創設、大日本農会の結成、最初の全国農談会の開催がみられた。「老農時代」の幕開けである。

この時代が「老農時代」と呼称されたのには理由があった。当時、全国各地で地元の老農たちが活躍していたが、そのなかのある部分のみならずからの出身府県を越えてその活動の場を全国にまで広げ、農事改良への全国的気運を高めるための大きな役割をはたしたからである。中村直三、船津伝次平、奈良専二、林遠里（中村直三の死後、彼が加わる）らが明治三大老農と並び称されたのも、この時代を彼らが象徴していたからであろう。

全国的に活躍した老農たちのなかで、その活動範囲の広さ、活躍した人数の多さでは林遠里と勸農社はずば抜けており、彼らが農事改良への全国的気運の高まりとその歩みを同じくしていたために、彼らを研究の対象とすることは、この時代状況と雰囲気を描き出すには最適であるといえる。

第二章では、林遠里と勸農社について、その研究史から書き起こし、林家に所蔵されていた資料の悉皆調査を基礎にして、新たな水準でその具体的姿を描き出した。遠里は洋行をきっかけとして、設立まもない勸農社の拡張へと突き進むが、理念として本場・支場あわせて二〇数町歩の日本的な大経営をめざしながらも、その実態は、ほとんどが散在した小片の耕地を小作地として借り受けたもので、専任の小農場員の献身的な労働に依存した小農経営にすぎなかった。この理念と実態のずれという勸農社経営の内的要因と、勸農社の支持基盤が全国的に揺らぎはじめるという外的要因とによって、勸農社の衰退が決定づけられることになった。

明治三〇年代にもなると、各府県の稲作改良策の趨勢は、農事試験場を頂点とした系統農会を通したものと変化してゆく。その流れに沿うように、実業教師養成派遣結社としての勸農社もその役割を終えることになる。

第三章から第七章までは、遠里のまわりにつどった実業教師たちの各府県での活動を明らかにすることが目的である。

派遣の対象となった福岡県の実業教師たちは、どのような資質を持ち、どのような地域でその資質を養っていたのであろうか。彼らの多くは、地方名望家的色彩を持つものも含め、数町歩の耕地を手作りし、福岡在来農法はいうにおよばず、当時、福岡県で奨励されていた改良法をも修得していた農民であった。さらに、彼らは、全国各地で農事改良に従事することを名誉と考え、その担い手となることを熱望した「老農的精神」の持ち主でもあった。

彼らの出身地域は、筑前西部を中心としていた。同地域は当時の福岡県のなかでも、二毛作率、牛馬耕率、自作地率がともに高いだけでなく、深耕を可能にした「抱持立犁」が在来農具として一般に使用され、かつ、林遠里という老農を生み出し、多くの地方名望家層が彼を支える厚い基盤を形成していた地域でもあった。

近代における稲作生産力の展開という視点で、こういった資質を持った彼らの役割を考えた場合、当時の「西から東へ」の技術普及という流れのなかで、「後進的」な生産力段階にある地方の底上げによる、全国的な稲作生産力の上昇を彼らが担っていたということ、まずわれわれは銘記すべきであろう。

彼らが派遣され、改良法の指導伝習に従事した三〇数府県の地域のうち、本書では島根、京都、栃木、長野各府県を分析の対象地に定めた。

それぞれの府県ではその内部に地域的な格差を含んでおり、一概に当時の稲作生産力の水準を府県単位で高位、低位と判断できない。島根県では、高位の出雲北部、中位の出雲南部、低位の石見地方、京都府では高位の山城地方、中位の丹波地方、低位の丹後地方という具合である。当然、そのことから、稲作改良法の導入に当たってもそれぞれ対応に差が生まれてくる。高位地方である山城地方では、老農のタイプも他地域と異なり、遠里改良法に対してそれを無批判に受け入れるのではなく、他の改良法と同一にあつかい、その有効性を実験により判断しようとするのである。それは、当時において高位な生産力を達成している老農としてのなせる技であった。それに対して、出雲南部飯石郡の田部長右衛門のように、小作人に対して改良法の実行をいわば強制的に迫り、実行しない場合には小作地の取り上げをもちらつかせるという態度にでる。これなどは、自作層が生産力発展の担い手として未成熟であったために、地主層がその役割を果たさざるを得ない時代と地域を示しているといえるであろう。

長野県の場合も南北に長い地域であり、在来農業の展開も多様であったが、同県での遠里改良法の導入に当たっては、独自の論理と意図があった。「養蚕王国」としての地位を確立しつつあった長野県では、稲作改良は特別な意味があった。とくに春蚕飼育が主流であった北信地方では、裏作としての麦の収穫期と養蚕繁忙期と

稲の移植期とが競合し、農家経営が養蚕飼育に比重をかけるにしたがい、普通作物としての米麦作の粗放化がみられるようになっていた。

この競合を避ける方策として、麦作の作期の移動とともに、本田耕耘の省力化、すなわち馬耕の導入による省力化が意図されたのである。同県で勸農社の実業教師がとくに馬耕教師として重宝がられたゆえんである。

第八章では、「老農時代」の終焉後に、その時代の農法がどのように継承されていったかの一つの事例を示した。

明治三〇年代にもなると、長野県では、県立農事試験場の創設と各段階での系統農会の組織化という事態のなかで、県下各郡に派遣されていた勸農社の実業教師たちは、次々と農会の技術指導員などに転身する。それにしたがって、「寒水浸法」「土囲い法」「冬蒔き法」などの技術指導が差し止められることになり、遠里改良法の普及は途切れてしまったかに思われた。

しかし、勸農社員を通じた普及は途切れたにしても、長野県更級郡の老農であった坂田寅治郎は、遠里改良法を引き継ぎ、寒冷地稲作にそれを適合させた形でその技術を再構成し、一つの篤農農法である坂田式稲作改良法を完成させた。その農法は、北信地方を中心に篤農家の支持を得ながら大正、昭和期にかけて普及定着していったのである。

陰陽説による遠里改良法の論理付けを近代農学でみられた積算温度論で読みかえるということはあったとしても、この改良法は、「稲作の常識」であった自然の摂理に従い農業を営むという自然観、農業観をも継承した。ただし、坂田式では、遠里とは異なり、みずからの農法を家族労作経営における稲作法として明確に位置づけることになるが、この経営が危機的な状況を示しはじめていた当時において、この経営論の存在のゆえに、小農民から強い支持を得たのである。

本書は、表舞台で華やかに彩られた歴史をたどるものではない。土まみれ、汗まみれになりながらもそれを厭わず、農事改良に貢献することを至福の喜びと考え、名誉とも考えた農民たちの姿を、淡々と描き出した。

彼らのその情熱と活動する姿を、日本の近代史のなかに位置づけることが本書の役割である。彼らは着実に時代の姿を刻み込んでゆく。

序章

「稲作論争」の問いかけられるもの

——天性に従うか、天性を率いるか——

明治維新以降の日本の近代化を概観した場合、それを西洋化の過程ととらえても大過ないであろう。西洋化とは、それが単なる西洋の文物・制度の導入だけを意味したのでなく、「西洋起源の制度と装置と思想の導入によって生じる、社会変動の連鎖全体」を意味していた。

この西洋化による社会変動の連鎖という視点から、今、明治維新以降の近代農業技術史をひも解くとき、華々しい歴史の表舞台には登場しないが、西洋農学という「近代」と老農農法という「伝統」とがぶつかりあい、「日本農業はどうあるべきか」という問題が鋭く問いかけられた論争を、われわれはみいだすことができる。明治一〇年代後半から同二〇年代にかけてみられた「稲作論争」がそれである。

この論争の当事者は、一方が駒場農学校の卒業生であり、明治期勸農行政をある意味ではリードした横井時敬、酒匂常明、沢野淳、大内健らの農学士と、彼らに近代農学的な後ろ盾を与えた駒場農学校のドイツ人教師のフェスカやケルネルであった。さらにその陣営には、群馬県老農でかつ駒場農学校の実業指導を担当し、農商務省の官吏となり、甲部巡回教師として全国を廻った船津伝次平が加わった。

他方は勸農社を設立し、「寒水浸法」「土圃い法」という稲作改良技術をひっさげて全国を巡回し、実業教師延べ四〇〇名以上を各府県に派遣し、その技術の普及に務めた林遠里であり、また、愛知県の農事巡回教師であり、「燻焼土調和肥料法」を普及しようと孤軍奮闘した小柳津勝五郎であった。

攻撃の矢面に立ったのは、遠里の「寒水浸法」「土圃い法」と小柳津の「燻焼土調和肥料法」であり、これらの農業技術の「科学的」有効性の有無と、その技術を導きだした自然観、植物観が主要な論点であった。

遠里と勸農社の普及活動が全国規模にまで広がりを持ち、一時期には各府県の勸業当局と地方有力者たちが我先に彼らを招聘しようとし、いわばブーム的ともいえる活況を呈したことから、農学士たちの危機意識を背景として、烈しい攻撃が展開された。

また、小柳津に対しても、彼が一時期みずからの肥料論を泰西農学と在来日本農学の両方をふまえた総合的で高度なものとして宣伝したことから、三要素説を核とした近代農学的肥料論の分析的方法を信奉する近代農学士からすれば、「痴農」を惑わす彼を農界の場から放逐することがさけられない課題であった。

第一節 「稲作論争」をめぐる研究史

この「稲作論争」に関しては、戦後になっても多くの農業史研究者によってとりあげられてきた。

「林遠里と勸農社」⁴を書き上げた江上利雄は、その第二章「改良米作法」の全国的唱道と稲作論争」で遠里の「寒水浸法」をめぐって展開された論争をとりあげている。

江上は、「寒水浸法」に対する酒匂常明、横井時敬、船津伝次平、フェスカからの批判の要点を紹介し、彼らの批判を承認しつつ、その技術が依って立つ思想「天地陰陽の思想」が誤謬に満ちた空論であり、その技術が詭弁であると結論づけた。

農学士たちは、その誤謬をろ過した後の遠里改良法Ⅱ乾田牛馬耕を軸とした福岡在来農法を評価したが、江上もその立場を踏襲し、ろ過後の遠里改良法普及が農業改良上にはたした功績、すなわち後進地帯に福岡在来農法を普及させた限りでの功績を評価するにすぎなかったのである。この結論づけは、その後の研究史にも影響を与え、遠里農法に対する評価として定着していったと考えてよい。

斎藤之男は、老農と農学士の三つの論争、すなわち津田仙の三事農法、遠里の種子貯蔵法、小柳津の肥料調整法をめぐる論争をとりあげ、近代日本における近代農学の形成・展開を、思惟・思考様式の側面から本格的に考察した。⁵

斎藤は、老農の基本的な思想・思考を、『農業全書』以来の伝統的自然観を基礎とした在来農学の線上に位置づけ、それを日本における「農学の近代化を阻む思想・思考」として抽出する。その一方で、現実に農業生産力を向上させた老農たちの技術に科学的合理性と先見性を認めつつ、それを探り出すことが、当時の農学士たちの重要な役割であったと考えたのである。それにも関わらず、外から与えられた近代的自然観に固執した彼らは、それをなしえず、老農たちの伝統的自然観を排撃すると同時に、その技術をも同時に葬り去ってしまった、と批判するのである。斎藤はいう、「遠里をよき意味での『農界の攪乱者』とさせるのは、この攪乱を農学者自身の精神の裡に渦巻かせることであり、それを自ら解決していくことであろう。『苦戦奮闘』は外なる敵対者へのみ向けられるべきではなかったのではないか」と。

斎藤にとつては、日本における近代農学形成過程でのこの論争の勝敗は問題ではなかった。「在来農法の体験と知見を給し、それに学理的農学を注入する役割を果たす限りでは、実地農業者Ⅱ老農は農学者のよき補助者となった。また農学者が経験農法に立ち向う手段が実験であった」と述べているように、農学士が実験的立場を堅持することを前提に、在来農学と近代農学との融合こそがめざされるべきであったと考えていたのである。

老農農法の一部ではあるが「科学的合理性」を認知し、それを実験的立場から探り出そうとしなかった農学士（横井をのぞいて）の態度を批判するという斎藤独自の論議は傾聴に値する。しかし、老農たちの技術とわかちがたくあったその思考Ⅱ伝統的自然観・農業観は、斎藤の考えるべき「日本近代農学」の形成にとつては、克服されるべき対象でしかなかったのである。その意味では、江上のいう老農的思考Ⅱ空論説に実質的に組みすることになるのである。

筑波常治は「伝統農法と近代科学の対決」として、この「稲作論争」をとらえる。「伝統的な農法は、それをささえる東洋思想ゆえに、西洋科学に反対するものと

みなされ、つまりは農学の近代化をはばむ妨害物というあつかいを受けるようになってきた。しかも近代農学の側には、欧化主義を国是とする国家権力の強力なバックアップがあった。(中略)自説を固執した老農たちの多くは、権力の迫害を陰に陽にこうむらざるを得ない立場に立たされることになった¹¹⁾とし、その典型例として小柳津を位置づけ、その先駆けとして「同じ被害」を受けた老農として、林遠里をあげたのである。

こういった小柳津と遠里の農法をめぐる葛藤は、筑波には明治以後の日本社会のひとつの縮図と映った¹²⁾。すなわち、日本の近代化過程が内包した一般的問題「伝統的な経験主義と西洋近代的な合理主義との相克」という問題の一つとして、この「稲作論争」を位置づけようとしたのである。老農農法のもつ伝統的思考とそれを基礎とした農業技術の評価は明確でないにしても、日本における近代化過程のなかで「稲作論争」を位置づけ論議しようとする筑波の立場は、本書の問題意識とも関わり、評価されるべきであろう。

飯沼二郎は、農業革命論という視点からこの論争にふれている。飯沼によれば、農業革命とは「まず新しい農法が生み出され、次いで、それにふさわしい新しい農村社会が政策的に生み出されることによって、新農法が急速に普及し、その結果、農業生産力が急速に発達する過程¹³⁾」であった。この過程は、イギリスと同じく日本でもみられ、福岡地方の先進的な稲作技術が、耕地整理法によって乾田化・整形化された水田のなかへ急速に普及してゆくものとしてとらえられたのである。すなわち、日本の農業革命は、技術的には福岡農法の全国的普及過程そのものであったのである。

飯沼は、福岡農法を横井時敬の『稲作改良法』付録の「福岡地方稲作法ノ概要」によりながら紹介するが、とくにそのなかでも無床犁による乾田牛馬耕の重要性を強調する。そして、その普及に大きく貢献したのもとして、林遠里と勸農社の活動を高く評価するのである。

では、飯沼はこの農業革命論という文脈のなかで、「稲作論争」をどう位置づけたのであろうか。日本における近代農学の創始者として酒匂の『改良日本米作法』と横井の『稲作改良法』を分析し、彼らの遠里農法への批判を紹介している。農学者たちが老農農法のもつ技術的な特性を、ただ西洋農学の範囲内でしか理解できなかったことを批判しながらも、遠里農法の思考「陰陽説を基礎とした自然観、農業観と、それによって理論づけられた寒水浸法・土圃い法に關しても、肯定的評価は下さず、むしろ「農民としての体験をもたない著者(当然ここでは遠里が含意されている―注西村)だけが、陰陽説に無批判に依拠しているにすぎない¹⁴⁾」し、「農業の観察や実験に熱心な農民であれば、決してそれを盲信することはなかったし、そこに、近世農民の知性、科学的精神をみる¹⁵⁾ことができるのである¹⁶⁾」という表現にみられるように、否定的であったと考えられる¹⁷⁾。

飯沼の農業革命論からすれば、斎藤と同じく、農学士と遠里との論争の勝敗は問題ではなく、相克しながら形成されてくる福岡農法の体系化と普及こそが重要な

であった。農業革命論という文脈のなかには、そもそも老農たちが依拠した伝統的思考、自然観、農業観を評価しようというチャンネルは最初からセットされていなかったのである。¹⁵

須々田黎吉は、「稲作論争」のなかで、とくに遠里の農法と船津のそれとを対比し、前者を「稲の天性のままに従う」ということを根本とした¹⁶ものととらえ、後者を「天性を率いる¹⁷」こと、すなわち、自然を利用し、自然を抑圧することを旨としたものととらえる。この点、両者の違いを「東洋哲理の解釈の相違¹⁸」と考えたが、むしろ、船津の場合、東洋的な粉飾はあったとしても、その自然観は西洋近代的なそれに近いものがあったと考えるべきであろう。この自然観を船津が保持していたがゆえに、農学士たちとの同調も可能であったろうし、「その時流をたくみに先取りし、積極的に適用していった人物¹⁹」という評価を生み出す結果にもなったのである。

内田和義は、その著書『老農の富国論―林遠里の思想と実践―』第三章「林遠里の農法」のなかで、基本的には飯沼の農業革命論の立場から、この「稲作論争」をとりあげた。そこで展開された農学士たちの遠里農法批判を紹介しながら、フェスカらによる遠里農法に対する評価―すなわち、福岡の慣行農法に遠里の「迷説」を加えたものにすぎない農法―が何の検討もされずに、農業史研究者たちによって通説として承認されてきたことへの疑問を投げかけた。

内田は、遠里の理論と技術を分離し、理論の評価は留保しつつ²¹、技術の「科学性」を証明してみせようとするのである。証明方法として、作物学者菅原清康の「寒水浸法」の実験で明らかにされた一定の効果を唯一のよりどころにして、その「科学性」を実証したとする。寒水浸法による弱勢粒の排除、それによる薄蒔き効果については、「論争」当時から指摘されていたことであり、ただ菅原が追認したにすぎず、菅原の独創的証明でもなく、それをよりどころとして「科学性」を新たに実証したとするのも、考え物である。ともかくも、内田が遠里農法の内部にあえて踏み入り、理論と技術に分けて、前者の評価を留保しながらも、後者の科学性を「証明」しようとした態度は、従来の農業史研究者にはみられなかったものであり、評価されるべきであろう。

友田清彦は、小柳津の『燻焼土調和肥料法』の改題執筆のなかで、小柳津の略歴とともに「焼土肥料論争」についてふれている²²。また、熊沢喜久雄も、この論争を紹介するなかで、その技術的有効性のある程度評価しながら、大内健、酒匂常明らによる、原理的で全般的批判によりとどめが刺されたと位置づけた²³。しかし、どちらにしても、斎藤らのこの論争をめぐる論議の域を越えたものではなかった。

それに対して、伴野泰弘は、新しい資料も検討の対象に入れながら、新たなレベルでこの「焼土肥料論争」を考察したのである²⁴。

伴野は、小柳津の「焼土肥料法」を、近世以来の在来農法としての焼土肥料との関連に言及しながら、従来なおざりになっていた技術的な特質を明らかにする。さらに、ほぼ同時期の林遠里農法をめぐる論争と対比しながら、その論争の同質性と

差異性を考察し、「焼土肥料論争」の歴史的位づけを試みるのである。

伴野は、小柳津の焼土肥料法が「健全な土作り」として「農薬的なものと、有機農法的なものとを融合した農法」としてその有効性を認める立場から、農学士たちのこの農法に対する態度を「脆弱な体質」として次のように批判する。

「こういった農法論は、当時の日本人農学生徒・農学者たちの思惟様式、思考方法からすれば、およそ理解できない異次元・別世界のものであろう。一方では、先進国である西洋・近代を絶対化し、そこで生み出された科学の一分野である近代農学は無条件に優れたものとされ、それを理解し、受容するのに精一杯で、日本の条件に即して批判的に相対化して撰取するほどの余裕はなかった」²⁵。

さらに伴野は、彼らが、それ以降の日本農業の生産力展開に理論的基礎を与えたことを考えれば、こういった態度が、ある種の「ひずみ」と「ゆがみ」を日本農業に刻印し、農法論における「官」と「民」との間での対抗関係という問題を、その後の日本農業が内包することになったと指摘するのである。

しかし、一方で伴野は、この論争の当事者たちの肥料法が、現在の時点からみれば「個別の具体的な場面で、農法として互いに利用、協調、妥協できる」²⁶ものであったと認識しており、斎藤と同じく、あるべき姿としての「技術の融合」への思いを語る。

以上の研究史にみられるように、老農農法の技術に対しては「非科学性」「科学性」の評価が分かれるにしても、彼らの技術を支える思想²⁷陰陽説を軸とした伝統的思考方法に関しては、一様に否定的か、むしろ問題にすらしない。しかし、思想・理論と技術を分離し、思想・理論を無視ないしは「詭弁」として一蹴し、その技術の「科学性」のみを証明しようとする方法が、はたして、遠里や小柳津の農法、そしてそのほかの老農農法を評価する場合の方法として有効なのであろうか。老農農法の技術と思想とは分かちがたく一体化しているにも関わらず、技術のみを取り出し、その「科学的」有効性を云々する方法は、分析的な近代科学的手法による評価であり、科学的根拠の濃淡はあるとはいえ、当時の農学士たちがやった手法と似たり寄ったりというべきであらう。

そもそも、問題とされるべきは、その技術的有効性云々ではなく、むしろ伝統的思考で自然や農業を解釈することが、妥当であるかないかということである。すなわち、法則性を「氣」として直感、会得するという「支那流」の認識法²⁸西洋科学を超えた天然自然の理を、自然や農業を解釈する場合の一つの妥当な認識法として認めるかどうかの問題なのである。

斎藤は、前述したような評価を下しながらも、この点に気づいた数少ない研究者であった。彼は次のようにいう。

「筆者には一つの反省がある。それはヨーロッパの近代科学の発展・近代思想の展開を指標として日本の科学（ここでは農学）を規定するのは――その結果は当然後者の非近代性を強くみることになる――果して正しいのであろうかという疑問である」²⁹と。高度経済成長のまったただ中の当時（一九六六年頃）にあって、西洋近代

的尺度で日本における伝統的な思考を論断することへの疑問を投げかけたこと自体、それが「疑念」にとどまっていたとしても、伝統的思考にもとづく日本農業の独自の展開を探究するという研究の可能性を示唆したものととして評価したい。

本序章では、「稲作論争」のなかで問いかけられた問題を、伝統的な自然観や農業観と近代西洋的なそれとの対抗として際立たせる意味で、「天性に従うか」「天性を率いるか」という象徴的用語法を用いて、遠里農法に限りて再度考察するものである。

第二節 林遠里農法の思想——天性に従う——

まず、攻撃の対象となった遠里の稲作改良法の背景となっているその思想を概観しておこう。

夫寒氣ハ陰ノ極、陽ノ元ニシテ、万物發生ノ氣ヲ含メル者ナレハ、之ヲ播種スルノ始ト謂可シ、是故ニ、春生ジ、夏茂リ、秋稔者ハ、必ズ冬ヨリ蒔付可キ者ニシテ、家屋ノ内ニ貯ヘ置ベキニ非ズ、(中略)稲ハ元来、四季ヲ兼タル者ニシテ、冬ヨリ蒔付難ケレバ、水ニ浸シ、又ハ土中ニ圃ヒ、寒氣ニ触シメテ後、蒔付クベキナリ

旧慣ノ方法ニテハ、春暖ニ至リテ、種子ヲ浸ス事纔ニ二十日乃至三十日ニ過ズ、人ニ因テハ藁或ハ藎等ヲ以テ覆ヒ温メ、強テ甲芽ヲ發セシムルモアリ、此ノ如キ者ハ、生ヒ出レドモ性弱クシテ稔リ少ナク、且早魃陰雨ニ痛ミ易ク、是自然ノ理ニ逆ヒテ、四時ノ氣候ヲ知ラシメザルニ由テナリ、故ニ寒中ヨリ種子ヲ浸シ、季節ヲ待テ蒔付ベシ、斯ノ如クスレバ、生ヒ出テ性強ク、其益多キナリ

寒氣というものは、陰の極・陽の元で、万物發生の氣を含んでいるため、その氣を植物に含ませるためには冬に種子を蒔くべきである。稲は元々四季を兼ねた植物であるから、寒の氣を含ませるために冬蒔きが必要であるが、諸々の事情で播種が困難な場合は、略法として「寒水浸法」「土圃い法」をおこなない、寒氣に触れさせよというのである。

「旧慣」法では、冬のあいだ種籾を屋内に貯蔵し、春になってはじめて浸種し(それも二〇日から三〇日という短期間)、水から上げてからも無理矢理発芽をうながすために、藁や藎で覆って温めるようなこともするが、これは「天ノ理」にさからって、種子に四時の氣候を知らせないために、「早魃陰雨」に痛みやすく、脆弱な稲を育てるようになる、というのである。

文字どおり陰陽説が彼の植物生育観の基礎であることが読み取れるであろう。「天性」という言葉で、遠里はまたこの植物生育観を次のように説明する。

夫れ諸般の草木一として種子より生育發達せざるハなし、故に草木の強弱ハ種子の性質の良否に因るハ論を俟ず、而して其種子の萌芽發育ハ、天地の元氣を稟け、寒暑往來の作用に依て其固有の生氣を保ち、其強健なる作用を為すものなり、故に苟くも人工を誤り、其性に逆うときは、完然の草木たる克ハズ故に、

天性に順て愛育せざるべからず

植物の強弱が種子の性質の良否に左右されるのは当たり前である。それ故、強健な植物を育てるためには、陰陽という天地の気の流れのなかで、その「元氣」を受けることが肝要である。そうせずに種子を冬の間暖かい屋内に貯蔵し、強制的に発芽をうながすような「人工」を施すことは、天性に逆らうこととなる。強靱で健康な植物を育てるためには、天性に順(従)って「愛育」すべきであるとするのである。

天性に従うこと、それを害するような「人工」は、強健な植物を育てられないから、「人工」(「人力」)は「種子ニ無理ヲ与ヘズ、彼ガ自ラ長シ易キ様ニ」³¹⁾用いるに過ぎないとするのである。

第三節 近代農学士酒匂常明と横井時敬の遠里農法批判

西洋農学を学び、「科学的」立場から遠里の稲作改良法の「謬論」批判の先駆けとなつたのは、『改良日本米作法』を著した酒匂常明であった。彼は同書「総論」の中でまず次のようにいう。³²⁾

近時本邦ノ農業ニ於テ、実ニ奇々妙々ナル現象ヲ生シ、学問モナキ若輩ニシテ農理ヲ談シ、或ハ経験モナキ老爺ニシテ農ノ実地ヲ説クナリ、(中略)自己ノ利ヲ営ミ、又多クノ人ニ談話スルモ宜シキコトナレトモ、己ニ其資格ナクシテ、鉄面皮ニモ老農ヲ任シ、又ハ学者ヲ氣取リテ全国ヲ徘徊スルニ於テハ、実ニ其大胆ニ驚クニ外ナシ、其人一個ハ兎モ角モ、実ニ其人ノ談ヲ聴キ、又其人ノ書物ニ眼ヲ触レタル農家ハ、之カ為メ種々ノ浮説謬論ニ迷フテ、知ラス識ラス莫大ノ損ヲナスニ至テハ、農家ノ為ニ歎ス可キノミナラス、本邦ノ農業ニ取テ容易ナラサル次第ナリ

ここでは、遠里を名指しせず、一般論として述べられているようであるが、後述の各論との兼ね合いで考えれば、明らかに遠里を射程に入れ、否、強烈に意識して記述されている。

「経験モナキ老爺」で「鉄面皮ニモ老農ヲ任シ」た林遠里が、全国を巡回し、農民に「浮説謬論」を説いてまわることは、農家に莫大な損失を与えるだけでなく、「本邦ノ農業ニ取テ」ゆゆしき事態であると、彼は嘆息しつつ憤る。

彼は、各論「種子ノ貯蔵」において、かえす刀で遠里の「寒水浸法」と「土圃い法」を次のように批判する。³³⁾

人工ヲ以テ不適當ノ保護法及貯蔵法ヲ施スニ於テハ、種子ノ保護ニアラス、反テ玩弄ニシテ種子ノ為ニハ甚タ迷惑ナル次第ナリ、(中略)輓近某ノ謂ハユル寒水浸、土圃ノ法ハ、已ニ前陳ニヨリテ無益有害タルコト知ルヘシ、(中略)今仮ニ某ノ方法ニヨリ寒中種子ヲ貯フレハ、陰陽ノ氣アリテ之ニ四時(春夏秋冬)ノ注(西村)ノ氣ヲ含ムトスルモ、其之ヲ含有セシムルノ時期ヲ誤リタルモノト云ハサルヲ得ス(中略)

米ハ春生シテ秋枯レ、春夏秋ノ寒暖ノ変化ヲ受クルノミナレハ、四時ノ氣ヲ含マスルハ無益ナルノミナラス、稚苗ハ一回ノ春アルノミナルカ故ニ、到底、夏秋ノ氣候ニ耐ユル性ヲ附与スルハ望ムヘカラス、是故ニ、此等ノ空理ニ迷ハス、又之ニ依頼セス、健康ノ種子ヲ以テ健康ノ培養ヲナスコト必要ナリ

陰陽説という「空理」から導き出された遠里の「寒水浸法」「土囲い法」は無益有害であること、仮に氣の含有について認めるとしても、稲は春夏秋三時の変化を受けるもので、「四時ノ氣」を含ませることは時期を誤っている、まして稚苗は春一回だけあるもので、冬はいうにおよばず、夏秋の氣候に耐える性を与えることは望ましくないのである。酒勾は、遠里農法に対して「寒水浸、土囲ノ法ハ、古来例ナキ惡法」とまで言い切る。

横井時敬の場合、酒勾にみられたような遠里農法批判の手法とはいささか趣が異なっていた。横井は、酒勾の遠里農法批判に対して次のようにいう。

此ノ如キノ断定ヲナスニハ、事実ヲ排斥スルニ足ル丈ケノ証拠ナカル可カラス、今ヤ充分ノ証拠ヲ掲ケサルナリ、而テ独リ思想ニ因テ其得失ヲ判断スルノミカ、直チニ一筆ニ抹消シ去テ、「惡法ノ極」ト迄テ極論スルハ、寧口失言ニハアラル乎。余輩ハ固ヨリ学理ノ貴重ナルヲ確知スル者ナリト雖トモ、余輩ノ知ル所ハ未タ遠ク其知ラサル所ノ多キニ如カサレハ、我世紀ノ所謂、学理ニ此ノ如キ大胆ナル判決ノ權ヲ許スヘキヤ否ヤハ、余輩ノ未タ知ラサル所ナリ、且ツ彼両法ハ種子ノ腐敗ヲ来タスカ為メニ、稍々實際上ニ利益ヲ得セシムルカ如キノ看アレハ、余輩ハ直ニ、該著者ニ雷同スル事能ハス、更ニ進ンテ其利害得失ヲ研究セント欲スルナリ

酒勾のような断定をおこなうには、実験に裏付けられた証拠がない。証拠がない上に、ただ「思想」によって判断するだけで、一蹴のもとに「惡法ノ極」とまで極言することは失言ではなからうか、と批判する。

「学理」についても、横井はその貴重さを確信しながらも、証拠なしにそのように断定する權利を「学理」は有していないと述べ、教条的な「学理」信奉を批判している。その上で、遠里農法についての利害得失を、実験にもとづき研究するといふみずからの「科学的」態度を強調するのである。

横井は、実験を経過した後の明治二五年（一八九二）一月の『稻作改良法』（再版）の増補部分で、遠里の両法の有効性について「此両法ハ、多少ノ危険ヲ冒カシ、多少ノ手数ヲ費ヤシテ、必ス之ヲ行フベキ程ノ価値ヲ有セサル事確然ナリトスベシ」として、実質的に否定している。

それでは、彼はどのような立場から、遠里らの自然観を理解したのであろうか。『稻作改良法』の「種子貯蔵」の項目では、自然界の原則としての優勝劣敗説をま

ず展開する。³⁷
凡ソ生物ハ其卵ヨリ老熟ニ至ル迄、間断ナク害物ノ必ス之レニ障害ヲ試ムル者ナレハ、則チ其生息ヲ得ルニハ、必ス之ヲ雌伏セサル可ラス、若シ之ヲ雌伏スル能ハサルトキハ、小ナレハ則チ病ニ罹リ、大ナレハ則チ斃死ヲ免レス、其一

類悉ク然ルカ若キ場合ニハ、其子孫絶滅ス、所謂優勝劣敗是レナリ

すべての生物は自然界の「優勝劣敗」の原則からして、その生涯にわたって障害を与える者を「雌伏」すること、すなわち、人工によるコントロールなしには、病気にかかるか斃死するしかなく、それが類におよんだ場合には、子孫が絶滅するといふのである。

稲の場合、人間の貴重な食料とするための「人為淘汰」のため、本来備わっていた「防害ノ備」も弱くなり、「今日ノ稲種子ノ保護ハ、人工ニ待ツ者ナリト云ハサル可ラス、豈ニ特別ノ注意ヲ為サ、ルヘケンヤ」として、人工の保護の必要性を強調する。

以上を前提にして、横井は遠里らの「自然論ナル者」を批判するのである。

其大意（自然論の大意―注西村）ニ云ク、稲種子ヲ室内ニ貯蓄スルハ不可ナリ、宜シク自然ノ業為ニ倣フテ、水中又土中ニ貯蓄スヘシト、此論タルヤ曾テ著者カ論シタル馬ヲ唐肆ニ求ムルカ如キ事ニシテ、既ニ過去タル性質ヲ追テ、尚ホ今日ノ性質ト看做スノ誤見ニ出ツルニ過キサリナリ、昔日ノ稲ハ今日ノ稲ニアラス、今日ノ者ニ対スルニ、昔日ノ計ヲ以テセント欲ス、誰レカ之ヲ是認スル者アラシヤ、而テ尚ホ此論ヲ主張スルハ思ハサルノ甚シキ者ノミ、再思シテ可ナリ

「自然論者」（遠里を筆頭とした）がいう「自然ノ業為ニ倣フ」ということは、変化発展した性質をもつ、すなわち「人為淘汰」された「今日ノ稲」の性質を、いまだ自然の状態にあった「昔日ノ稲」の性質と同じものと考えようとするということと同じで、「今日ノ者」を「昔日ノ計」で解釈しようとする「誤見」であるとす。

横井が、以前に論じた例えとしてあげた「馬ヲ唐肆ニ求ムルカ如キ事」という言葉は、『莊子』の外篇「田子方篇」からの借用で、それ自体は「取引の終わったがらみ」の馬市に行って馬をさがすようなものだ⁴⁰と翻訳される部分である。この部分だけをとってみれば、横井の主張のように、自然論者の無駄で徒勞なこじつけを揶揄する表現として引用することも可能であるかもしれない。しかし、『莊子』には、この言葉に続いて「わたしはそなたのことを心にかけているが、それでいて「その形は」ほとんど忘れていく。そなたもわたしのことを思いながら、それでいてまたほとんど忘れていく。けれども、そなたは何も心配することはない。古い私の形は忘れても、わたしには忘れられないもの⁴¹」形の変化を超えてそれをつらぬく一つのもの⁴²が、ちゃんと存在しているのだ」と記述されている。

ここでは、形が変化し、それが次々と忘れられようとも、形の変化を超えて貫かれる「忘れられないもの」、すなわち、自然界における万物斉同の絶対的理法が存在することを説いているのである。それは天性と読み替えてもいいであろう。この事実を考えるだけでも、近代農学士のご都合主義的東洋哲学の「解釈」を我々は押して知るべしである。

ともかくも、横井は、酒匂による遠里の寒水浸法、土圃い法に対する態度を批判しながらも、その自然観に対する批判では、実に共通した立場をとったのである。

斎藤はいう、「農学者の自然観は明らかに『自然』を客体として把握し、その運動を法則として定式化しようとする・陰陽説を払拭した思想である。農学者のしばしばいう『学理』とは自然の法則の認識であり、農学者にとっては学理のみが自然の運動の最も正しい反映なのである——以上が農学者の自然法であるといえよう」と。

第四節 船津伝次平の思想——天性を率いる——

こういった彼らの自然観は、近代農学が輸入され、その陶冶を受ける過程で受容・形成されていったと考えられるが、一方では、彼らの実業の師としてその指導にあたった船津伝次平の自然観も影響していたと考えられる。そこで、船津の遠里らの自然観に対する批判点を確認しながら、彼の自然観を浮き彫りにしてみたい。

遠里が前述したように「天の理」——天性に従うとして、「寒水浸し法」——土囲い法」の合理性を説明したのに対して、船津は、次のようにいう。

夫れ動植物ともに、人々の都合宜しき様に性質を率ゐて、以て需要の道を計るべし、例へば、牛の鼻を穿ちて藤蔓を附けるも之を率ゐるなり（中略）

又蜜柑を枳殻の台木に接木したるものハ顆小さくして、橙の台に接木したるものは巨大なる結果を得たる故に、近来ハ香類を橙の台に接ぐことハ、最も流行となれり（中略）

動植物ともに、其性質の在る処を考え、率いて以て需用の道を図るハ、農事上の要務にして苟も忽諸に附すべからざる事なり、然るを、性に従ふなど唱え、保護を怠たる時ハ、動植物とも退去して、遂に或ハ消滅するに計るべからず、察せざるべからざるなり

遠里のいう「性に従ふ」ということは、動植物に保護を与えないことを意味し、それらが退去し消滅するのを、手をこまねいて見過ごすこととなる。農業の要務は、動植物の性質を人間にとって都合よく「率いて」、「需用の道」を図り、生産力を高めることなのである、というのである。

彼の稲作啓蒙書である『稲作小言』の中では、遠里農法への批判は、また次のように語られている。

塩水撰みハ種子を害すの、倉庫にかこふハ其理に背くの、舎外に圃ふの、土中にかこふの、水中に圃ふの、寒水浸しの、樹木に提るの、四季の氣候を種子にしろすの、大豆の俵に種糊いるれバ発芽ハしないの、生立しないの、ひたしの長きハ穂の出が早いもの、などと申して貴人をあざむき、農家を迷はず、徒勞の世話やく御方が多くて、当惑しますよ

水中に圃ふも、土中にかこふも、すっぱりやめにし、植たら大概七八日より二十日目以内に、氣候に注意し、蟹爪つかって四五日ほど経て、よくかきまわして、土塊を砕きて、其後草をとり、水かけ水ぼしほどよくするなら、収穫多きハ疑ひこれなし（中略）

今更むかしの、野生の積りで、水中に圃ふの、土中にかこふの、樹木にさげる

の、寒気をしらすの、氣候をしらすの、などと唱て心配なさる反て迷惑、蚕を野に飼ひ、牛馬を雪中野山に放つも同然たるべし、舎外に囲ふハ迷惑、迷惑野山に放つも同然」と言い放つのである。

すなわち、農業という「なりわい」では、天性に従うのではなく、人間が自然を抑圧し、コントロールすることが必要であり、そのことにより生産力の発展を達成していくとしたのである。

これらの自然観は、自然と人間を対置し、相対化する文字どおり近代西洋哲学における二元論的発想であり、現代科学が基礎におく西洋哲学的な思考に慣らされた我々にとって、なんら目新しいものではないが、日本の近代化（西洋化）が急速に追い求められていた時代に、いわば明治の老農を代表するとされる船津の口から発せられたことに大きな歴史的意味合いがあるのである。

「天性に従うか」「天性を率いるか」という問題は、東洋哲理の解釈の問題ではなく、東洋哲学的自然観に立つか、西洋哲学的自然観に立つかという、すなわち、「今更むかしの」在来の老農の普遍的思考の延長線上で農業をみつめるか、西洋的自然観を基礎とした西洋農学の立場から農業をみつめるか、といった問題に帰着するのである。

船津は明治三大老農の一人と称せられながら、西洋農学者の側に立ち、彼らが実業的基盤⁴⁶老農的基盤を形成する上で積極的に援助したのである（福岡時代の横井に対しての菊池六朔や、一時期の高原謙次郎のように⁴⁶）。その意味で、船津の立場は、遠里があのような烈しい攻撃に晒されながらも老農的かたくなさとまなざしを持ちつづけた立場とは、実に対象的な様相を呈したのである。

小 括

現代農業が抱える様々な問題を凝視しながら、農業そしてその発展というものを考えた場合、「稲作論争」で「天性に従う」か「天性を率いる」かという論議は、決して近代農学確立期の一時的問題ではなく、極めて現代的問題に関わっていることが分かるであろう。

自然と農業を見る老農たちのまなざしは、近代農学、近代農法の覇権が確立した以後の農業近代化の過程のなかで消え去ったのではなく、主流でないにしても伏流として一定の地域で農民から支持を受けながら継承されていった。その流れは、戦後の農業基本法の下で異端視されながらも、近年いわゆる「有機農業」として、担い手を変えながらも、再興されつつある。

われわれは、「農業を工業の下位におく古い近代化理念から離れ、農業こそ人類にもっとも適した生業形態である⁴⁷」という新しい視点から、今後あるべき農業をみつめるまなざし⁴⁷思想を創り上げねばならない。そのためには、日本における農業近代化の過程を、近代農学、近代農法確立期までさかのぼり再考しながら、新たに

光を放ちつつある老農たちのまなざしから、「健全」な農業の流れを追わねばならない。われわれの林遠里『勸農社研究の意義は、まさにここにある。

- (1) 園田英弘『西洋化の構造―黒船・武士・国家―』（一九九三年一〇月、思文閣出版）三頁より引用。
- (2) 伴野泰弘が「明治前期、焼土肥料論争の歴史的位罫」（近刊予定）のなかで指摘しているように、論争とはいいいながら、論争としてのまともな体をなしておらず、近代農学士たちが一方的に公的メディアをとおして攻撃するのみで、公的な反論権が老農たちには保証されていなかった。「稲作論争」は本章で考察する論争以外に、また副次的ではあるが、横井時敬が稲種選種法として編み出した「塩水選種法」の有効性をめぐって、一時期、酒匂と横井との間で論争がみられたが、横井のその方法が有効であるという形で収束する（『明治農書全集』第一巻、「稲作」所収、須々田黎吉執筆「解題」参照）。
- (3) 伴野前掲論文参照。
- (4) 『日本農業発達史』第二巻（昭和二九年三月、中央公論社）所収。
- (5) 斎藤の論議に関しては、①「農業技術をめぐる農学者と生産者の思想と思考」（『農業総合研究』第二〇巻第三号、昭和四一年七月、所収）、②『日本農学史―近代農学形成期の研究―』（大成出版社、一九六八年一〇月）を参照した。
- (6) 斎藤前掲論文①六〇頁より引用。
- (7) 斎藤前掲書②二九三頁より引用。
- (8) 同前同頁より引用。
- (9) 『明治の群像』第七巻「産業の開発」（一九七一年一二月、三一書房）所収、七四頁より引用。
- (10) 同前八八頁参照。
- (11) 飯沼二郎『農業革命の研究―近代農学の成立と破綻―』（昭和六〇年八月、農山漁村文化協会）、一三九頁より引用。
- (12) 同前五五七頁より引用。
- (13) 同前五七六頁より引用。
- (14) 飯沼の老農評価の基準は、近世期以来の老農たちの一般的思考であった陰陽説や草木雌雄説に対して、みずからの体験に照らして矛盾する場合に、陰陽説などを疑問視し、自己の体験を優先させるかどうかであった（同前五五七頁参照）。
- (15) ただし、飯沼の研究には、現代農業への辛辣な批判を背景とした有機農業論がある。ここでは伝統にもとづく日本農業の近代化の可能性を示唆しているが、この文脈と農業革命論での文脈とは必ずしも整合性があるとはいえない。
- (16) 『明治農書全集』第一巻「稲作」（昭和五八年八月、農山漁村文化協会）所収、「解題」三五六頁より引用。
- (17) 同前同頁より引用。

- (18) 同前三五七頁より引用。
- (19) 筑波前掲書七四頁より引用。
- (20) 一九九一年一〇月、農山漁村文化協会。
- (21) 西洋的な自然観との対比で遠里の思想を「日本の自然観」として、それへの親近感をうかがわせるが（同前六三頁）、そこにとどまっている。
- (22) 『明治農書全集』第一〇巻「土壌肥料」所収「解題」（昭和五九年二月、農山漁村文化協会）参照。
- (23) 叢書『近代日本の技術と社会』第一巻「稲作の技術と理論」所収（一九九〇年六月、平凡社）第三章「土壌と肥料」参照。
- (24) 伴野前掲論文参照。
- (25) 同前論文より引用。
- (26) 同前論文より引用。
- (27) 『明治農書全集』第一〇巻「月報」（一九八四年二月）所収、津野幸人「小柳津勝五郎の魅力と悲劇」参照。
- (28) 斎藤前掲論文①六〇頁より引用。
- (29) 林遠里『勸農新書』（再版）（明治一三年一〇月）第一章「総論」一丁〜二丁より引用。
- (30) 林遠里『農家実益日本米麦改良法』（明治二〇年三月）第一条「稲種生育の大意」一頁より引用。
- (31) 前掲『勸農新書』（再版）第三〇章「種類生育ノ大意」卷二の一五丁より引用。
- (32) 酒匂常明『改良日本米作法』（明治二〇年一〇月）「総論」二頁〜三頁より引用。
- (33) 同前「種子ノ貯蔵」二六頁〜三四頁より引用。
- (34) 同前三四頁より引用。
- (35) 横井時敬『稲作改良法』（再版）、明治二五年一月、三三頁〜三四頁より引用。
- (36) 同前一六五頁〜一六六頁より引用。
- (37) 同前二四頁より引用。
- (38) 同前二六頁より引用。
- (39) 同前二七頁〜二八頁より引用。
- (40) 金谷治訳注『莊子』第三冊、ワイド版岩波文庫（一九九四年二月）、一一五頁より引用。
- (41) 同前一一五頁〜一一六頁より引用。
- (42) 斎藤前掲書②二八三頁より引用。
- (43) 江上前掲書六二四頁参照。
- (44) 岩手県勸業報告号外『船津甲部巡回教師演説筆記』（明治二一年三月）一三丁〜一四丁より引用。
- (45) 船津伝次平『稲作小言』（明治二三年二月）一二丁〜一六丁より引用。
- (46) 本書第四章参照。

(47) 津野幸人『小農本論』（農山漁村文化協会、一九九一年二月）一三五頁より引用。

第一章 明治前期農事改良運動の展開

第一節 「脱亜入欧」と大久保農政

「脱亜入欧」の標語の下で社会的、経済的、政治的諸制度の西洋化を進めること、このことが安政不平等条約を継承した明治維新政府の当初からの課題であった。

明治四年（一八七一）の「米欧回覧」に副使として参加し、明治六年（一八七三）五月帰国後「内治優先」「勸業重視」を主張し、西郷隆盛らの征韓論を退け、政府内での主導権を獲得した大蔵卿大久保利通は、「内治ヲ整ヘ国力ヲ養フコトヲ務メ」る目的で同年一月に内務省を創設するや、内務卿に就任し、「米欧回覧」での知見にもとづき、殖産興業政策を模範奨励、直接保護の立場から、政府主導のもとで強力に推進することとなった。

大久保は、明治七年（一八七四）五月頃に起草した「殖産興業ニ関スル建議書」の中で、産業革命を達成し「世界の工場」としての地位を確立し、その「地形及天然ノ利」が類似しているイギリスを規範とすべきこと、そのためには「気性薄弱」な「邦人」を「誘導督促シテ勉励忍耐セシムルハ廟堂執政ノ担任スヘキ義務ナリ」と述べ、富岡製糸場に見られるような種々の官営事業を起こした。農業においても「大久保農政」とまで評される勸農政策すなわち日本農業の西洋化政策をこの時期推進するのである。

まず着手したのは、内外国産種苗・農具の実験、試作、展示のための諸施設の開設である。

明治五年（一八七二）にそれまで東京府下数力所に散在していた西洋農具置場、植物試栽場、牧畜試験場を合併し、内藤新宿の地に試験場を開設した。内藤新宿試験場である。同場では、外国産種苗、果樹を主とした試作、繁殖がおこなわれ、各府県へもそれらが頒布され、全国的な適応性が実験され、土着化が試みられた。さらに主として西洋農具の試用、試作、展示、貸与、また洋畜類の飼育、貸与、さらには養蚕、製糸、製茶の実験もおこなわれた。

明治七年（一八七四）八月、内藤新宿付属試験場として三田四国町島津邸跡に試験場が発足したが、のち三田培養地、三田育種場と改名されて明治一〇年（一八七七）九月に開場された。ここでも内外国産種苗、果樹の試作、繁殖、配付がおこなわれ、さらに場内で農産会市、種苗交換会市が開催された。明治一二年（一八七九）の内藤新宿試験場の廃止によりその農具事業を引き継ぎ、場内に農具製作所を開設した。

その他、明治一二年（一八七九）に神戸にオリブ栽培地を開園し（のち神戸オリブ園）、明治一三年（一八八〇）三月に三田育種場付属として兵庫県加古郡印南新村に播州葡萄園を開園した。

「旧慣」法に固執した日本農業を、広く欧米諸国の学理にもとづき改良すること、

そのための新しい指導者の養成、すなわち、西洋農学によって教育された農学士の養成が急務とされた。³⁾

明治五年（一八七二）に北海道開拓使仮学校が東京芝の増上寺に設けられ、明治八年これが札幌に移され、翌年八月に札幌農学校と改称され、アメリカのアマスト農科大学長クラークを教頭に迎え開校式が挙行された。事実上の総帥者であった彼は、アマスト農科大学の教育と機構にならいつながら大農論による北海道開拓のための農業教育をおこなった。

内藤新宿試験場内に明治七年（一八七四）三月に農学掛がおかれ、そのもとで翌月に農事修学場が設置された。さらに、明治一年（一八七八）一月には駒場野に移転され、駒場農学校と改称されるとともに、開校式が挙行された。同校の担当教師として、試業科に群馬県老農船津伝次平を聘用したほかは、当初すべてイギリス一国から聘用された（農学教師ジョン・デイ・カスタンズ、獣医学教師ジョン・アダム・マックブライド、農芸化学教師エドワード・キンチ、試業科教師ジェームス・ベクビー、予科教師ウイリアム・ダグラス・コックス）。しかし、その入学者の族籍は、第1—1表にみられるように、農業従事と五反歩以上の土地所有者かその子弟が条件であった試業科で、平民の数が少し多い以外はほとんどが士族であったこと、それゆえに、当初のイギリス人教師たちが、イギリス農学の実業的総合的立場から日本農業の現状に注意を払っていたにもかかわらず、当時いまだ日本農業に全く暗かった生徒たちには理解されなかったことなどから、その設立の意図に反し、日本農業改良のための指導者の即戦的養成というには程遠かった（のちにイギリス人教師と切り替えられていったドイツ人教師オスカー・ケルネル、マックス・フェスカなどは、長期に日本に滞在し、日本農業の調査をおこない、実験的分析的方法により研究を進め、日本における近代農学の主流を形成することになる⁴⁾）。駒場農学校の卒業生だった玉利喜造、横井時敬、酒匂常明らの若き農学士たちが、政府及び各府県の次代の勸農政策の担い手としてその地位を確立するまでには、明治一〇年代後半から二〇年代にかけての「老農時代」における「稲作論争」の洗礼を受けなければならなかった。

前述のように、内藤新宿試験場や三田育種場では、新種で優良な種苗・果樹や西洋農法で使用されている農具を輸入し、試作繁殖実験のうえ、各府県に頒布貸与した。

その輸入元は主にイギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、中国などであり、その品目は、果樹類（林檎、梨、桃、李、杏、桜桃、葡萄、無花果、すぐり、オリブなど）、蔬菜類（かぶら、アスパラガス、大根、ねぎ、にんじん、豆類、とうもろこし、甘蔗、馬鈴薯、甘藍など）、穀類（米、麦類）、牧草類（苜蓿類、アルファルファ）、その他（棉、煙草、茶、ホップ、落花生など）多種にわたった。

こうして輸入された種苗類は、試験場などでの試作繁殖を経て各府県に頒布されたが、その数は明治七年（一八七四）から同一八年（一八八五）にかけて、三九〇石、一万貫、五二万七四〇〇株にも及んだのである。⁵⁾

第1-1表 駒場農学校入学者族籍

		農学科	獣医学科	試業科	予科
明治10年 入学者	平民	1	2	18	5
	士族	19	27	19	22
	計	20	29	37	27
明治11年 入学者	平民	1	1	0	1
	士族	18	22	6	8
	計	19	23	6	9

(注) 安藤園秀編「駒場農学校等資料」700—704頁により作成。
 明治10年入学者のうち、試業科には同年10月試験による補欠入学者を含めた。
 明治11年入学者には、明治10年予科入学者より農学科6名、獣医学科7名(明治10年12月2名、同11年2月5名)の進学者があったが、これを除いた。

農具の場合、各府県貸与にかなりのばらつきがあるが、明治八年（一八七五）から同二〇年（一八八七）の間、明治一二年（一八七九）の九八九点をピークとして、それ以降は急速な下降線をたどりながら、合計二〇〇〇点ほどにのぼった。頒布貸与を受けた各府県では、それをそれぞれの植物園や試験場で試作実験するか、管下の有志者Ⅱ老農に委嘱したのである。埼玉県では明治八年（一八七五）三月に試作希望者を調査したところ、杏、梨、桜桃、桃、林檎、葡萄など五三七一株の申し込みがあったことを伝えている。

たとえば、島根県では、明治八年（一八七五）に県試験場で勸業寮下渡の西洋種の蔬菜類試作をおこなっているが、明治一〇年（一八七七）一〇月に本格的に植物試験場が開設されるや、勸業局から頒布された西洋種苗の試作とともに、西洋農具の試験もおこなっている。さらに管下有志者に試作を依頼し、その報告を求めている。糸原権造（仁多郡大谷村）の例をみてみよう。

糸原権造 洋種蔬菜別紙之通下渡候条、栽培之上ハ肥糞之品種、其分量且成長之景況、收穫之多寡及ヒ量目等詳細可届出候事

九年三月廿九日

第二課

別紙には、米国产アスパラガス、同茄子類、フランス産ひまわりなど一七種類の蔬菜が列挙されている。これに対して、糸原は、明治一〇年（一八七七）一月に「上申書」を提出し、成長の景況を報告している。

糸原は、明治一一年（一八七八）五月に島根県で農事試験係制度が制定されると、田部長右衛門（飯石郡吉田村）、安井好尚（彦摩郡大國村）ら一三名とともに同係に任命され、居村と同郡三成村に私立の植物試験場を開設し、二五〇種類に上る内外各国の種子を試植し、英国大小麦、米国煙草、米国山葵、阿波国藍、薩摩国桜島大根などが同地に適応することを確かめ、増殖のうえ管下希望者に頒布している。またその目は稲品種にも向けられ、内国種数十種を同郡九カ村に試作し、明治一二年（一八七九）から同一六年（一八八三）にかけ六〇〇人ほどの希望者に同じく頒布している。

こういった事例は、この時期各府県でみられたが、決して一様に積極的に政府勸農政策に対応していったわけではなかった。勸業寮からの要請を受けてアリバイ的に試作希望者一、二名をあげ、種苗二、三株づつの下渡を依頼している三重県の例や、種苗下渡にあたって必要諸経費の下渡も暗に求めている奈良県の例などもみられた。勸業寮はこういった消極的諸県に対して「先以テ人民ノ懇望ニヨリ試植依頼ニ及候趣旨ニ有之候間、御管下人民中懇望致サ、ルモノ、ミニテ、諸費等下付無之テハ試植難行届事情ニ候ハ、先ツ相見合セ申度」と述べている。すなわち、試植はあくまでも人民の懇望があつてこそ依頼すべきもので、諸経費などの下付がないから試作できないというなら見合わされたいというのである。このあたりに、模範奨励、直接保護の立場からする政府の政策意図と、それを受けとめる各府県との間に、微妙なずれを読みとることができるのである。

この外国種苗の各府県への頒布は、青森県の林檎¹⁴及び小麦¹⁵以外はほとんど定着しなかったといわれるように、否定的評価がなされている。しかし、この頒布を一つの契機としていくつかの県では植物試験場などが設立されたこと（磐井県、埼玉県、兵庫縣など¹⁶）、また各府県既設の植物試験場での試作繁殖を本格化させ、その後の「老農時代」にあって府県議会で存廃をめぐる論争にさらされながらも、各府県勸業機構の中で一定の役割をはたした¹⁷こと、また糸原の例にみられるように、当地での農業生産力発展の担い手¹⁸老農の農事改良への意欲をかきたて、彼らの眼を、在来種苗（特に稲）の取り寄せ、試作による稲作全般にわたる改良へと向けさせたことは、正しく評価されるべきであろう。

西洋農具の場合、勸農局は、明治一二年（一八七九）新規貸与分についてその使用上の便否、土地の適否などの報告を各府県に求めている¹⁹。そのなかで各府県とも小器具類的農具（ほりく、しよーぶる、ほり草削器、ほりれき²⁰把付草削器など）は、ほぼその利便を認めているが、耕耘器械（数頭牽ぶらお）などの大型農具については、原野荒地開墾用としては認めながらも、田畑の狭隘さと高価格のために不適としている。極端な場合、愛媛県のように、当初の試用を讃岐国三木郡池戸村の奈良專二に依頼したが、不慣れのため適否の判断ができず、その後数人の老農に依頼したが、同じく不慣れのために判断できないと報告している。また高知県では、重い、不便、高価などの理由から試験場の陳列台に展示されているに過ぎないという状態であった²¹。

大蔵永常がその著『農具便利論』のなかで、鋏一つをとっても全国各村ごとでその形状が微妙に異なることを指摘し、在来農具の多様性と機能性を述べている²²が、小農民経営が支配的な日本農業にあって、その土地所有方式、経営方式、作付け方式の「変革」なしには基幹的な西洋農具の普及定着はおぼつかなかったといわざるを得ない。

以上のように、当時の勸農政策が、西洋農法の直輸入として華やかに推進される一方で、在来農法による日本農業の改良の試みも行われていたことを見落とすことはできない。まず第一に、国内産優良種苗、果樹の取り寄せ頒布がおこなわれたことである。とくに稲種は、外国種（ジャワ米、米国カロナイナ米、サイゴン米、イタリア米）と並んで内国種の取り寄せがおこなわれ（各地老農からの寄贈もあった²³）、試作するとともにそれを各府県の要請に応じ頒布したのである。奈良專二の選抜した「一本稲」は、同人からの寄贈を受け、東京、神奈川、群馬、千葉、茨城、宮城、青森、秋田、山形、長野、栃木で試作され（明治一年）、その結果報告がおこなわれている（晩稲種であったこと、播種期が遅れたことなどの理由でこの試作は、概して好成績とはいえなかった²⁴）。

また、前述の糸原が、明治一三年（一八八〇）一月に仁多郡下横田村産の精米・初米各三升ずつ、培養法を書き添え、郡役所を通して三田育種場の種苗交換会市に送付している²⁵。これらのことは、内国優良稲品種の交換普及という文字どおりの役割を政府勸業当局が果たそうとした現れである。

第二に、農具の場合も在来農具の取り寄せ（買い上げ）と各府県への貸与がみられた。明治一〇年（一八七七）頃の日本における稲作生産力は、第1—1図に示したように歴然とした東西間格差をみせている。このことを農具の面から政府勸農当局は「御国内農具類ノ儀モ東西国々ニテ大ニ相違モ有之候、中西国等ハ人烟稠密ニヨリ器械等モ自然ト研究致シ、地力モ大ニ尽シ居候共、東北国ニ至リテハ人口不足致シ候ヨリ、器械製造等モ殊之外不丹煉ニ有之²⁴」²⁴ととらえ、優良在来農具（付随する技術）の頒布をおこなうことによって、「西日本農法の東北地方への移植を媒介する」²⁵役割を結果として担うことになったのである。

明治八年（一八七五）九月に盤前県（現福島県）が西洋農具の貸与願とともに、愛媛、静岡、北越地方の牛馬耕器械の貸与をも同時に願っていること²³、また青森県が明治一二年（一八七九）に牛馬耕普及のため熊本県から教師雇入れのための補助金下渡を勸農局に願っていることなどは、それを示している例であろう。

次の「老農時代」の技術普及は、「地方から地方へ」（すなわち「西から東へ」という方向をとったのであり、この時期の勸農政策において、西洋農法直輸入による「中央から地方へ」という方向一本槍でなく、老農時代と同一方向の改良の道が試みられていたことは、注目してよいであろう。

大久保農政期のこのような試みは、それが端的であったとしても、以降西洋農法の直輸入による日本農業の改良という道が挫折してゆくなかで、府県—郡—村で近世以来の営農経験を基礎として、地元農民の支持のもと、農事改良をおこなう老農たちを表舞台に登場させる契機となったのである。

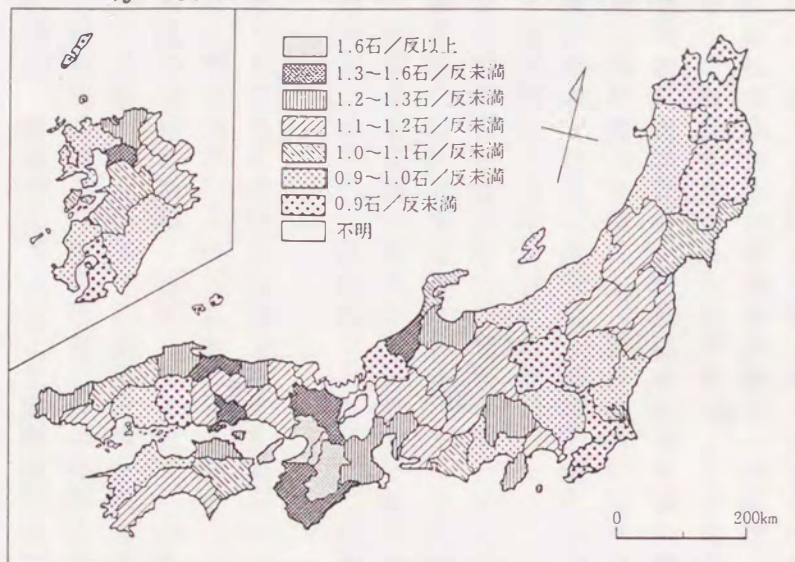
第二節 「老農時代」と勸農政策

明治一〇年（一八七七）における西南戦争での巨額の軍費調達に財政的困難といふプレーションを引き起こし、経済危機を生んだ。この期におよび、模範奨励、直接保護のもとで推進されてきた従来の殖産興業政策のいくつかの部門での破綻がいっそう拡大し、何らかの対応策を政府財政当局者に迫ったのである²⁶。

明治一一年（一八七八）五月における大久保の暗殺を契機として、政府部内における政治的対立を含みながら、政策転換の方向が徐々に現れてきた。時の大蔵卿大隈重信は、明治一三年（一八八〇）に三建議（「財政改革ノ議」「官業払下げノ議」「農商務省設立ノ議」）を提出し、その打開策を示した。

これに先行すること一年、時の内務省勸農局長松方正義は「勸農要旨²⁷」を草し、従来の勸農政策の是正と再編成を示唆したのである。すなわち、「人民ノ蒙昧ヲ開クヲ以テ政府ノ任トナシ、政府以テ各般ノ民業ニ着手シ、事ヲ好ミ功ヲ貪ホル如キハ、反テ人民自為独立ノ氣勢ヲ挫折シ、百事政府ニ倚頼スルノ風習ヲ養成シ、或ハ人民営業ノ利ヲ妨害シ、大ニ国内ノ生殖力ヲシテ減退セシメ、其弊害タル得テ測ルヘカラサラン」として、政府による勸農政策全般における直接保護主義を批判する。さらに農業においても、「農業ハ人民營生ノ私業ニシテ、政府織芥之ニ関与スヘキ

第1-1図 「明治十年全国農産表」による国別の水稲反当収量



(注) 「日本農業発達史」第10巻所収「明治十年全国農産表」より作成。ただし、本図は田中耕司「近世における集約稲作の形成」(『稲のアジア史』第3巻, 小学館, 1987年) 300頁より引用した。

ノ権カヲ有セサレハナリ、假令政府カ何等ノ新利良法ヲ以テ人民ニ勸ムルトイヘトモ、之ヲ実行スルモノハ人民ノ力ナリ、而シテ之ヲ取舍スルノ権、只人民ノ択フ所ノミ」としたのである。人民の私業である農業に対して、政府がこと細かく保護奨励することは、人民の「自為独立」による農業の発展を妨害することになる。たとえ政府が新利良法（ここでは大久保が直輸入しようとした西洋農法が含意されている）を上から奨励しようとしても、結局それを受け入れ、実行し、選択するのは人民（当業者＝農民）であり、勸業政策が彼らの現実の農業、そしてその改良の要求と一致するかどうかはその適否を決定することになると考えたのである。

明治一四年（一八八一）の政変による大隈の失脚は、大久保以来の積極的勸業政策の転換を決定づけ、松方の主張と企図に沿った勸業勸農政策が実現されることになった。それは直接勸業政策から間接勸業政策への変更、模範奨励、直接保護主義から間接誘導主義への転換を意味したのである。この方向転換を象徴するように、同年三月に第二回内閣勸業博覧会の開催に合わせ全国の老農を東京浅草本願寺に召集せしめ、第一回全国農談会を開催し、同年四月には内務省、大蔵省の勸業部門が統合され農商務省が創設される。同時に全国の老農を糾合して大日本農会が設立された。いわゆる「老農時代」の幕開けである。

全国農談会において政府勸業当局は、老農に対して「衆ニ抽ンテ業ヲ励ミ事ヲ成スノ率先者」（開会式での松方内務卿の祝辞）としての役割とに、農談会での彼らの交流によって「此盛挙ヲ全国ニ普及シ、弥農業ヲ改良シ、実功ヲ各地ニ現シ、競フテ富強ノ本ニ培センコトヲ」（閉会式での品川弥二郎勸農局長挨拶）期待したのである。

以降、農商務省と大蔵省との勸業政策をめぐる対立を含みながら（典型的には前田正名の立案した「興業意見」をめぐる対立）、明治一一年（一八七八）に制定された農事通信員制度の充実、明治一六年（一八八三）の勸業諮問会並びに勸業委員制度の制定、明治一八年（一八八五）の農事巡回制度の制定、そして各種博覧会、共進会、農談会などの勸業諸会の奨励開催とその政策を進めてきた。ここにおいてその意図されたものは、間接誘導方式により実業者自身が殖産興業の担い手として「富国」を達成すること、そのために中央―地方（府県―郡区―村）が一体となり彼らの受け皿としての勸業機構を整備することであった。そのなかでもとくに府県以下の勸業機構の整備は、彼らの具体的な活動の場を提供するという意味で、より緊急な問題であった。

各府県では、それまである程度の自主性を持ちながら勸業政策を進めてきたが、明治一一年（一八七八）地方三新法の制定により勸業費が地方税支出費目となつてからは、府県勸業当局と議会側との推進、非推進という対立のなかで、おおむね明治二〇年代まで僅少な勸業費で政策を推進せざるを得なかった。このような事態をとらえて勸業政策の消極性をいうことはたやすいが、「自為独立」した在地での率先者＝老農の情熱と技術、そして在地指導性への依拠のなせる技であり、いわば金をかけずに最大の勸業的效果をねらったものといえるであろう。彼らの活動の場＝

受け皿を作り出すところが當時にあっては肝要であった。

福岡県の場合、³⁷⁾ 勸業機構の整備は早くから進み、明治十一年（一八七八）の勸業大小集会の開催、勸業掛制度、勸業通信員制度の制定と矢継ぎ早にその機構を整えた。ただし、同県でも前述のように県議会側からのクレームによりこれらは廃止ないしは機能停止状態になり、一時期郡村レベルでの独自の動きに任されていた。

明治十四年（一八八一）の中央での象徴的な勸業政策の転換を受けて「政務業務ノ区別ヲ正フシ、人民ノ自ラ起ルヲ待チテ之ヲ保護スルト、人民ヲシテ自ラ奮起セシム可キ元氣ヲ示授スルヲ以テ先務トス」と述べて、勸業政策の方向を一層鮮明にした。明治十六年（一八八三）一月には、同年五月の農商務省第一三号達をうけ、「勸業諮問会規則」「勸業会及勸業委員設置準則」を達し、明治一七、一八年（一八八四、八五）にかけて県下で続々とその設置がみられ、それにもない農談会、各種共進会、品評会、種子交換会などの勸業諸会が開設されていったのである。

こういった勸業諸会の場で、各府県の老農たちは活動を続けるが、この時代がいわゆる「老農時代」と呼ばれるもう一つの理由は、そのうちのある部分が出身の村域、郡域、府県域を超えて全国的に活動の場を求め、各地で地元老農、一般農民を巻き込み、農事改良の牽引的役割をはたしたことに³⁸⁾ある。明治三大老農と評された中村直三、船津伝次平、奈良専二、林遠里（中村直三の死後、彼が加わる）がその代表的な老農たちであった。³⁹⁾

林遠里は、福岡藩銃術指南役林直内の次男として天保二年（一八三一）一月、早良郡鳥飼村（下級家臣団が集住していた）に生まれ、彼自身も慶応元年（一八六五）に藩銃術指導方を申付られ、明治元年（一八六八）藩觀光隊分隊指令官、同二年（一八六九）には、藩の鑄砲曹少属に任ぜられたが、明治四年（一八七一）の廃藩置県の折に同郡重留村に帰農した。この時期を前後して彼は「寒水浸法」「土圃い法」の技術をあみだし、近隣村を手始めに普及を始めるのである。明治一〇年（一八七七）には『勸農新書』を著し、県下に配付したが、明治一四年（一八八一）の第二回内国勸業博覧会に同書再版を出品し、進歩賞牌と賞状を授与されている。同時に開かれた第一回全国農談会に福岡県老農として佐野貞造、植村治三郎らと参加し、そこで全国の老農と交流したことが、その後の遠里の全国的活動の取掛かりとなったのである。

その後、数年福岡県下での普及改良を経て明治一七年（一八八四）に富山県、石川県に農事巡回教師として聘用され、ここでの活動と実績を跳躍台として、全国三〇数府県に延べ四〇〇名以上の実業教師を派遣するとともに、実業教師養成派遣結社『勸農社』を創設し、明治二〇年代を通じて旺盛な全国的活動を繰り広げるのである。

実業教師たちの派遣先での活動は、各府県一様ではないが、改良法普及のためにそれぞれの担当地域に試験田を設け、直接に耕耘に従事しながら、そこで伝習生の指導に当たる場合や、府県内に設けられた試験田を巡回しながら、それを担当する試作人の指導に当たる場合とがあった。また、各地で開催された農談会などで稲作

改良法の講演をおこない、各種品評会、共進会では審査を担当したりもした。

彼らの伝習しようとした改良技術は、乾田牛馬耕、二毛作（麦、菜種栽培法）などの福岡在来農法を基礎として、寒水浸法、土囲い法、畑苗代法などの改良法を加味した林遠里稲作改良法であり、福岡県で築き上げた老農としての手腕を發揮しながら、ある部分はストレートに、ある部分は、その地の農事景況に柔軟に対応しながら活動を続けた。しかし彼らの活動は、全て順風満帆であったわけではなく、寒水浸法による種初（たねはじめ）の腐敗、徐々に社会的地位を得てきた農学士のいわゆる学理農法派との軋轢（けんりく）、地元農民の反対など、さまざまな障害にぶつからざるを得なかった。意気消沈して帰福する者、地元老農の協力により改良を加え農民の信頼を獲得した者、さまざまな実業教師の人間模様を織りなした。

「稲作論争」を経て、農学士たちが中央―地方で勸農行政上における社会的地位を獲得してゆくなかで、老農たちの表舞台での役割は徐々に減少してゆくことになる。林遠里と勸農社もその歩を同じくした。実業教師からの上納金でその運営の大部分を賄っていた勸農社は、派遣数の減少から多大な負債をかぶることになり、明治二五年（一八九二）の拡張時に鳴り物入りで増設された第二、第三農場は後者が明治二八年（一八九五）一月にはやくも閉場される（第二農場は今の所不明であるが、おそらく同じ頃であったろう）。明治三〇年代には一時期、第二勸農社の構想も生まれたが、明治三九年（一九〇六）の遠里の死によりそれも頓座してしまった。その意味では、林遠里と勸農社の歴史は、文字どおり「老農時代」の歴史そのものであったといえるであろう。

(1) 明治八年五月「本省事務ノ目的ヲ定ムルノ議」（『明治前期勸農事蹟輯録』上巻、二四頁―二五頁所収、以下では『輯録』と略す）。

日本史籍協会『大久保利通文書』第五卷五六頁―五六五頁所収。

(3)(2) 明治八年一二月に勸業寮は内務卿に上達した案文の中で、「夫レ本邦従来農事ニ所長ナキニアラザレドモ、其技術世々習慣ニ因テ続キ来リシモノニテ実験ノ学理ニ乏シキヨリ、進歩改良ノ基相タ、ズ、偶然今日ニ推移リシ者ナレバ、此俟自為ニ任セ置候テハ、終ニ農事ノ振起期シ難ク、必ズヤ技術學術相助ケ相進ムノ方法ヲ講究セザルベカラザルコト今日ノ要務ニシテ、乃チ之ヲ講究スルニ於テハ広ク之ヲ欧米ノ諸国ニ採ラサルヲ得ズ」（安藤圓秀編『駒場農学校等資料』東京大学出版会、一九六六年、四〇頁―四二頁より引用）と述べ、「自為」にまかせず西洋農学の急速な導入による日本農業の改良を意図したのである。

(4) 飯沼二郎①『明治前期の農業教育』（京都大学人文科学研究所研究報告、昭和四四年）②『農業革命の研究』（農山漁村文化協会、昭和六十年）第二部第三章「横井時敬における近代農学の成立」、③「駒場農学校のイギリス人教師たち」（『現代農学論集』、日本経済評論社、一九八八年所収）、友田清彦

「駒場農学校におけるエドワード・キンチ」(『農書を読む』第六号、農書を読む会、所収)など参照。飯沼は、日本農業改良に果たしたイギリス人教師たちの役割を①では全面否定しており、②で部分的に彼らの努力を認めながらも、評価の基調を変えていないが、③の中で前掲友田論文を援用しつつ、ドイツ人教師よりもむしろ高い評価を与えるに至る。

『農務顛末』第三卷、二八九頁参照。

『輯録』上巻、八一四頁〜八一五頁「府県別農具新規貸与個数累年表」によった。

同前、六九〇頁参照。

『新修島根県史』通史篇二近代、一二七頁〜一三一頁参照。

糸原家文書所収資料による。

同前「植物試験場創設以来景況略記」による。

『輯録』上巻、六九五頁参照。

同前、六九八頁参照。

同前、六九七頁より引用。

『農林水産省百年史』上巻(昭和五七年)、三二頁〜三三頁参照。

斎藤之男『日本農学史』(大成出版社、一九六八年)一〇九頁〜一一〇頁参照。

『輯録』上巻、七〇七、七二五、七二七各頁参照。

同前、八六一頁〜八七六頁参照。

同前、八七〇頁参照。

同前、八七〇頁〜八七一頁参照。

『日本農書全集』第一五巻(農山漁村文化協会、昭和五二年)所収、一五〇頁参照。

奈良県雇中村直三は、明治九年(一八七六)一月に二種、同年九月に七六種勸業寮に寄贈し、試植を依頼している(『輯録』下巻、一〇一一頁〜一〇一五頁参照)。

『輯録』下巻、一〇二二頁〜一〇二七頁参照。

糸原家所収資料による。

『輯録』上巻、八一七頁より引用。

斎藤之男前掲書、九〇頁より引用。

『輯録』上巻、八三三頁参照。

同前、八四一頁〜八四六頁参照。

近藤哲生「殖産興業と在来産業」(岩波講座『日本歴史』近代1、岩波書店、

一九七五年、所収)二四三頁参照。

「松方伯財政論策集」(『明治前期財政経済史料集成』第一巻、所収)五二二頁〜五三二頁参照。

石塚裕道「殖産興業政策の展開」(『日本経済史大系』近代上、東京大学出

- 版会、所収)五九頁、上山和雄「農商務省の設立とその政策展開」(『社会経
济史学』第四一卷第三号所収)参照。
- (33)(32)(31) 『輯録』上巻、三七四頁より引用。
同前、三七五頁より引用。
- 梅村又次「松方デフレ下の勸業政策」(『松方財政と殖産興業政策』東京大
学出版会、一九八三年、所収)、上山和雄「前田正名と農商務省」(『日本歴
史』一九七六年一二月号、所収)参照。
- (34) 博覧会、共進会の役割については、清川雪彦「殖産興業政策としての博覧会
・共進会の意義」(『経済研究』第三九巻第四号 所収)参照。
- (36)(35) 上山和雄「農商務省の設立とその政策展開」五〇頁参照。
- (37) 斎藤修「地方レベルの殖産興業政策」(前掲『松方財政と殖産興業政策』所
収)参照。
- (39)(38) 拙稿「明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(一)(二)」(『経
济学論叢』第三七巻第三・四号、同第三八巻第四号、所収)参照。
- (40) 明治一四年『福岡県勸業年報第四回』所収「勸業課事務沿革記」より引用。
いわゆる「老農時代」に先行する老農のなかで、このような活動をした者と
して木綿屋定七の例があげられよう(岡光夫『日本農業技術史』、ミネルヴァ
書房、一九八八年、第五章「農業技術の推進者たち―老農の成立と時代的背景
―」二八一頁―二八六頁参照)。
- 岡光夫前掲書参照。